

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たすべき役割が拡大する中で、人口減少対策やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

さらに、新たなニーズへの対応や細やかな公的サービスの提供が求められており、限られた人材の中で、こうした課題への対応が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

政府の「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太方針）」では、一般財源について平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされ、平成31年度の地方財政計画において、一般財源総額は62兆7,072億円となり過去最高水準となりました。

しかし、一般財源総額の増額分は、保育の無償化等の国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、令和2年度の政府予算と地方への財政措置の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。このため、政府に次の事項の実現を求めます。

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
とりわけ、保育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実に図ること。
- 3 地方交付税におけるトップランナー方式の導入は、地域によって人口規模、事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展

開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり，廃止，縮小を含めた検討を行うこと。

- 4 令和2年度から始まる会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保を図ること。
- 5 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り，市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握，小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上，地方自治法第99条の規定により，意見書を提出します。

令和元年7月2日

三 原 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣

内 閣 官 房 長 官

総 務 大 臣

財 務 大 臣

経 済 産 業 大 臣

内閣府特命担当大臣（地方創生, 規制改革担当）

内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当） 殿